

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページ・バナー広告募集のご案内【一般募集】

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会では、平成25年4月より昨年に引き続き、当協会ホームページに掲載する広告（バナー広告）を募集致します。

当協会は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能評価等を行っている登録機関が会員の一般社団法人です。

当協会ホームページには、昨年1年間で、ページ閲覧数が、**約46.3万ページビュー**、また、**訪問者数は約20万人を超え**、グーグルのページランクでは、**ランク5**に位置しております。

協会ホームページの検索キーワードとしては、「住宅性能表示制度」「住宅エコポイント」「長期優良住宅」に関するものが上位を占めており、最近では「贈与税非課税措置の対象家屋証明事業」「低炭素建築物」が上位に入りつつあるところです。

ハウスメーカー様、設計事務所様、工務店様、申請サポート事業者様などの住宅関連事業者をはじめ、住宅に関連する**設備機器メーカー様、部材・部品メーカー様**、さらには住宅の購入や建設を検討されている**住宅消費者様**などの数多くの方々に閲覧されております。

このように多くの方々にご覧いただいている当協会ホームページのトップページをご利用いただき、**貴社の広告PRとしてバナー広告の掲載をご検討いただきたくご案内申し上げます。**

ご応募にあたりましては、下記をお読みのうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

記

■広告媒体 一般社団法人住宅性能評価・表示協会トップページ

URL：<http://www.hyoukakyukai.or.jp/>

■掲載募集期間 お申込みいただき所定の手続き後～平成26年4月4日

■掲載場所 トップページ下段（2段目以降）

■募集枠数 最大30枠

■**広告掲載料 10,500円/枠/月（税込）** ※早期申込期間を延長しました。

<掲載期間が3か月で1枠の場合>

10,500円 × 1枠 × 3か月 = 31,500円（税込）

<掲載期間が6か月で1枠の場合>

10,500円 × 1枠 × 6か月 = 63,000円（税込）

<掲載期間が10か月で1枠の場合>

10,500円 × 1枠 × 10か月 = 105,000円（税込）

■規格

大きさ 縦45×横160ピクセル（固定）

形式 GIF（アニメーションGIF、透過GIF不可）、JPEG

データ容量 4KB以内

■申込方法

掲載を希望する場合は、

- ①「平成 25 年度一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページバナー広告申込書」に、必要事項を記入のうえ、
- ②バナー広告図案（画像）を添えて

電子メール又は郵送により、協会事務局までお申し込みください。

◎WORD申込書は次からダウンロードしてください。↓

https://www.hyoukakyoukai.or.jp/kaiin_kanri/files/read/686

■バナー広告掲載の注意点

バナー広告の掲載にあたっては、協会事務局で、原稿内容などに不備もしくは不適切な点等、確認の上、掲載することといたします。

【ご注意】

以下に該当する広告は、事前に掲載をお断りしております。

- (1) 法律、条例に違反もしくはそのおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業の広告
- (3) 政治活動又は宗教活動に関する広告
- (4) 特定の意見の主張または特定の個人の宣伝を主たる目的とする広告
- (5) 青少年の健全育成に支障があると認められる広告
- (6) その内容または表現が公の秩序または善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくない広告
- (8) 氏名・写真・商標・著作権などを無断で利用したもの
- (9) その他、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページへの掲載に不適切と判断されるもの

■掲載決定について

- ・ 申込のあったバナー広告については、協会事務局で、確認の上、掲載致します。
- ・ バナー広告申込が枠数を超えるときは、①正会員機関②バナー広告掲載期間がより長期にわたるなどの優先順位により掲載させていただきます。
- ・ 掲載決定した時は、バナー広告掲載料の請求書を送付しますので、指定された期日までに掲載料を納入いただきます。
- ・ バナー広告原稿（画像）の提出期限は、広告申込承諾書でお知らせします。

■バナー広告掲載の取消しについて

- ・ 掲載料の未納、掲載できない内容などがある場合は、バナー広告の掲載を取り消すことがあります。

【現行のトップページ】

【お申し込み・お問い合わせ先】

一般社団法人住宅性能評価・表示協会 事務局
TEL 03-5229-7440
FAX 03-5229-7443

住所 〒162-0825
東京都新宿区神楽坂1-15
神楽坂1丁目ビル6階

メール koukoku@hyoukakyoukai.or.jp

【 ホームページバナー広告掲載要領 】

一般社団法人 住宅性能評・表示協会（以下「甲」という。）およびホームページバナー広告申込者（以下「乙」という。）は、ホームページバナー広告の実施にあたり、広告サービス（以下「本サービス」という。）に関して下記事項を遵守致します。

■広告内容等

1. 本契約に基づく本サービスの適用範囲は、甲ホームページトップページの広告スペース上とし、広告スペース枠に掲載する乙の広告（以下「バナー広告」という。）とする。
2. 広告のスペースに掲載する広告スペースの場所、広告料金、掲載期間等は、概要に定めるとおりとする。

■乙の役割

1. 乙は、広告の原稿を概要に記載の所定の仕様で製作し、入稿期限までに、甲に当該原稿が必着するように、電子メール又は郵送で甲に送付するものとする。

■支払方法

1. 甲は、バナー広告については、広告募集期間終了後、遅滞なく乙に対し、申込書に記載される広告料金に消費税相当額を加算した額（以下「契約金額」という。）にかかる請求書を発行するものとする。
2. 乙は、甲から請求書受領後30日以内（以下「支払期間」といいます）に別途甲が指定する銀行口座に契約金額を振り込むことにより支払うものとする。なお、振込み手数料は、乙の負担とする。
3. 乙が前項に定める期限までに契約金額を支払わない場合は、甲は、支払い期日の翌日から実際に支払いが行われた日まで、年利6%で計算された金額を支払い遅延利息として乙に請求することができるものとする。
4. 当該遅延利息の額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

■乙の責任

1. 広告の内容に関して第三者から訂正依頼、クレーム、異議又は損害賠償の請求が提起された場合、乙は、当該クレーム、異議又は損害賠償の請求を自己の費用と責任において解決しなければならず、また、甲に対して一切迷惑をかけてはならないものとする。
2. 広告の掲載にあたり、広告内容が下記に該当しないこととする。
 - (1) 法律・政令及び省令・規則・行政指導に違反すること。
 - (2) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害すること。
 - (3) 第三者の名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害すること。
 - (4) 特定の団体・個人を誹謗中傷すること

■中断等

1. 甲は、広告を掲載する甲のウェブサイト又はバナー広告を掲載するためのシステムの緊急保守、更改、障害、火災、停電、天災等の事由により甲が必要と認めた場合、甲は、乙に事前に通知することなく一時的に広告掲載の全部又は一部を中断することができるものとする。なお、この場合、甲は、可及的速やかに再開するよう努めるものとする。
2. 広告掲載の中断に関する甲の乙に対する責任は、一切負わないものとする。

■掲載の取りやめについて

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を取りやめることができるものとする。
 - (1) 掲載要領に違反し、それにより広告掲載の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、強制執行、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - (4) 解散の決議をしたとき又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (5) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

■甲の善管注意義務

1. 甲は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって甲の設備を維持する。

■管轄裁判所

1. 甲と乙との間で本サービスの利用に関して紛争が生じ、訴訟の必要が発生した場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

■本要領に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して処理するものとする。

(一般募集)

平成25年度一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページバナー広告申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
会長 鈴木 崇英 殿

申込者 住所 〒

法人名
代表者名
電話番号
E-mail
担当者名

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページバナー広告掲載について、広告掲載要領に同意し、下記のとおり申し込みます。

1. バナー広告の内容等

(1) バナー広告掲載場所 協会ホームページトップページ 下段

(2) バナー広告掲載期間 ①～④のいずれかに○印をつけ、必要事項を記入してください。

- ① 10か月間 (平成25年6月5日～平成26年4月4日)
② 6か月間 (平成25年 月～6ヶ月間) ※
③ 3か月間 (平成25年 月～3ヶ月間) ※
④ その他 (平成 年 月～平成 年 月) ※

※平成26年4月4日を超える期間設定ができないことをご容赦願います。

(3) リンクを希望する当社ホームページのURL

http://

2. バナー広告料金の支払い

バナー広告が決定された時は、バナー広告掲載料として

10,500円/枠/月 × 枠 × か月 = 円 (税込)

合計 円 (税込) を 支払います。